

(5) 第3次奥州市省エネ家電買換促進補助金の実施について

10

定例記者会見資料 令和7年6月11日 市民環境部生活環境課

市では、令和6年2月(第1次)と8月(第2次)に実施し、市内年間電力消費量やCO2排出量の削減に大きな成果を上げた本補助金について、今回改めて国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、第3次補助事業を行います。

1 対象者

奥州市内に住所をおく個人で、おうしゅうエコ事業所の市内の実店舗で対象家電を購入し、自宅の同種の家電と入れ換えた人。※新規設置および増設は不可。

2 補助内容（前回と変更なし）

- 1世帯、1回限り。エアコンか冷蔵庫のどちらか1台のみ。
- 家電本体価格（税抜）の3分の1とし5万円を上限とする。

3 対象家電（前回と変更なし）

- エアコン
(省エネ基準達成目標年度2027 達成率100%以上)
- 電気冷蔵庫
(省エネ基準達成目標年度2021 達成率100%以上)

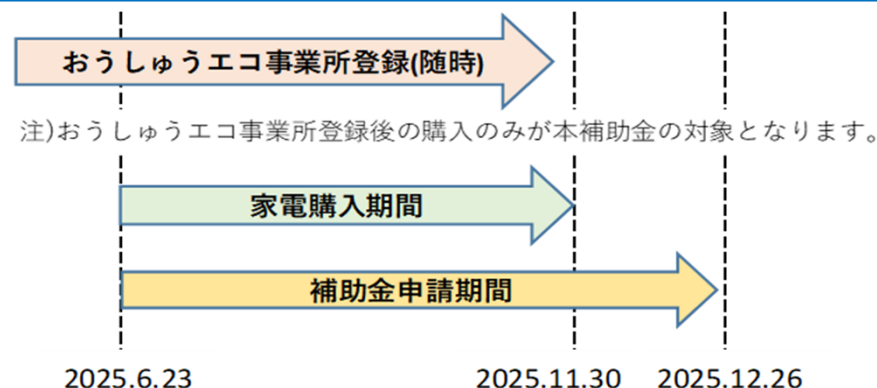
4 事業見込額及び財源（前回と変更なし）

- 事業見込額 20,000千円
- 財源 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

5 成果目標

- 市内年間電力消費量.....95,000kWh削減（第2次指標 80,000kWh）
- 市内年間CO2排出量.....42t削減（第2次指標 35t）

6 事業期間



注)おうしゅうエコ事業所登録後の購入のみが本補助金の対象となります。

家電購入期間：令和7年6月23日～令和7年11月30日

申請期間：令和7年6月23日～令和7年12月26日

※申請期間内であっても予算額に達し次第、受付終了。

7 第3次事業における変更点

- 家電種別ごとに予算上限を設定
エアコン、冷蔵庫の予算をあらかじめ、それぞれ10,000千円に分割し各上限として設定します。